

開発行為等における一般廃棄物集積施設（ごみ集積所）設置基準

（平成31年3月28日市長決裁）

新座市市民生活部環境課

1 趣旨

この基準は、新座市開発行為の基準及び手続に関する条例（平成14年新座市条例第30号）第12条の規定に基づき、一般廃棄物集積施設（以下「ごみ集積所」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置基準

開発行為等を行う者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

(1) 設置場所

ア 幅員4メートル以上で通り抜けができる公道に接し、収集車が前進しながら横付けできること。

イ ごみ集積所敷地内及びその前面付近には、障害物（電信柱、ガードレール、掲示板等）がないこと。

ウ 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する駐停車禁止区域に停車しなければ直接収集できない場所でないこと。

エ マウンドアップ型歩道及び歩車道分離構造物が設置されている場合は、必要に応じて道路管理者と協議の上、歩道の切下げ又は一部歩車道分離構造物（ガードレール、植樹帯等）の撤去を事業者の負担にて施工すること。

オ 公園等施設に隣接して設置する場合においては、施設利用者が使用できないよう工夫すること。

(2) 面積

最低有効面積は、住宅の予定戸数にかかわらず1.0平方メートル以上とすること。

(3) 構造

ア 形状は長方形型を基本とし、間口1.2メートル以上確保するとともに間口より奥行きを短くすること。

イ 床は廃棄物等の浸透を防ぎ、雨水等が溜まらない構造とすること。また、前面道路又は敷地内通路と段差を設けないこと。

ウ 扉を設置する場合は、引き戸とし、開口部については1.2メートル以上を確保すること。

エ 屋根及び庇等が張り出す場合は、高さ2.0メートル以上の空間を確保すること。

(4) 設置数

おおむね20戸につき1か所設置とし（共同住宅等を除く。）、使用者の利便性を考慮して設置すること。

(5) 維持管理

ア 事業者及び使用者の責任において行うこと。

イ ワンルームマンション等単身者向け住居のごみ集積所については、管理者の「氏名」「連絡先」を届け出ること。

(6) 協議等

ア ごみ集積所の設置に当たっては、近隣の関係者に対し、十分な説明を行い、理解を得るとともに、隣接する居住者の同意を得ること。

イ 収集車の進入経路が私道である場合は、地権者の同意を得ること。

附 則

この設置基準は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この設置基準は、平成31年4月23日から実施する。